

## ABLab 会員規約（法人会員向け）

### （目的）

#### 第 1 条

本規約は、一般社団法人 ABLab(以下、「ABLab」という。)が運営する宇宙ビジネスの実践コミュニティ「ABLab」(以下、「本コミュニティ」という。)に参加する法人及びその他の団体等(以下、総称して「会員」という。)に対して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （活動内容）

#### 第 2 条

本コミュニティは、宇宙及び宇宙ビジネスに関心を持つ会員で構成されるコミュニティ形成を通じて、当該分野に関する各会員間の情報共有及びコラボレーションの促進等を行う。

### （本規約の範囲）

#### 第 3 条

本規約は、会員が、会員として行う一切の行為に適用される。

### （入会）

#### 第 4 条

本コミュニティの会員となるには、ABLab 所定の様式による申し込みを行い、所定の手続きを経るものとする。

### （会費等）

#### 第 5 条

1. 会員となるにあたって、また会員としての資格を維持するにあたって、会員は所定の年会費を支払うものとする。
2. 本コミュニティに関連して各会員が個別に行う活動に係る経費については、ABLab が事前に認めた場合のみ ABLab がこれを負担する。それ以外の場合は、当該の会員が負担とするものとする。

### （会員資格有効期間）

#### 第 6 条

会員資格有効期間は、会員資格を得た日から 1 年間とし、次の更新日までに退会の申し出がない限り自動的に更新されるものとする。

(会員であることの公表)

#### 第7条

1. 会員は、会員である事実又は会員であった事実を公表できるものとする。なお、公表する場合には、「ABLab の会員」「ABLab のメンバー」等と明示するものとする。
2. ABLab は、会員の公表に関して、会員の入会時にその可否を確認し、公表を可とする会員に限り、その名称やロゴ等を公表できるものとする。

(退会)

#### 第8条

会員は、ABLab 所定の手続きを完了させることにより、任意のタイミングで退会することができる。ただし、会員資格の有効期間が残存していても会費は返却されないものとする。

(除名)

#### 第9条

会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、ABLab は、自己の判断により当該会員を除名することができるものとする。

- (1) 本規約に反したとき
- (2) 本コミュニティの運営を妨げたとき
- (3) 本コミュニティの他の会員に損害を与えたとき
- (4) ABLab 又は本コミュニティの名誉を毀損し、又はその目的に反する行為があった場合
- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合
- (6) ABLab 又は本コミュニティが開催するイベント・プログラム等において著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、他の会員等に不安を覚えさせる行為をした場合、又は他の会員等の迷惑となる行為をした場合
- (7) その他正当な事由がある場合

(会員資格の喪失)

#### 第10条

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとする。
  - (1) 第6条(会員資格有効期間)の期間が終了した場合
  - (2) 第8条(退会)の規定により退会した場合
  - (3) 第9条(除名)の規定により除名された場合
  - (4) 当該会員が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算 開始の

申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

(5) ABLab が解散した場合

(6) ABLab が連絡を試みても 2 か月以上連絡がつかない場合

(変更の届出)

#### 第 11 条

1. 会員は、その名称、住所、連絡先および参加メンバー等、ABLab への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとする。
2. ABLab は、会員が前項の変更手続を行わなかったこと又は誤りがあることによって会員に生じた不利益については、一切の責任を負わない。

(禁止事項)

#### 第 12 条

1. 会員は、次に定める行為を行ってはならない。
  - (1) 会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与したり、担保等に供すること
  - (2) その他、本コミュニティへの参加において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、又はそのおそれのある行為
  - (3) 本規約に反すること
2. 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有するものとする。

(損害賠償)

#### 第 13 条

会員が、会員として行う一切の行為において故意又は過失により、ABLab、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

#### 第 14 条

次に掲げる事由により会員が被った損害について、ABLab は一切の責任を負わない。

- (1) ABLab の提供する機会等を利用することによって生じた何らかのトラブル等
- (2) 他の会員又は第三者の故意又は過失
- (3) 本コミュニティへの参加により会員が期待した成果を得られなかったこと

(反社会的勢力の排除)

第 15 条

1. 会員は、ABLab 及びパートナーに対し次の各号を確約する。
  - (1) 会員が、暴力団、暴力団 関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称 して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。
2. 会員が、前条に違反した場合、ABLab は何等の催告なしに当該会員を除名することができる。

(情報交換)

第 16 条

1. 会員は、他の会員が自由に利用して良い情報のみを本コミュニティにおいて共有するものとし、機密情報(営業秘密を含む)や公開されていない知的財産権に関する情報(以下、総称して「機密情報等」という。)は、本コミュニティにおいて共有しないものとする。なお、会員間で機密情報等の交換を伴う検討を行う場合には、当該会員間で別途契約等を締結したうえで検討を実施することは妨げない。
2. 本規約において「会員限定情報」とは、ABLab、他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された情報であり、開示者が「会員限定情報」の表示を付すことにより、会員のみに開示する非公開情報である旨を明示した情報をいう。(以下、会員限定情報を開示する会員を「開示者」、開示を受ける他の会員を「受領者」という。)
3. 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員限定情報に該当しないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報
  - (2) 受領者が既に保有している情報
  - (3) 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (4) 受領者が会員限定情報によらずに独自に開発又は知りえた情報
  - (5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報
4. 会員は、会員限定情報を本コミュニティの活動の目的のみに利用するとともに、開示者の書面による承諾なしに第三者に会員限定情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。
5. 会員限定情報、その他本コミュニティに関連して、会員間又は本コミュニティと会員の

間において開示された一切の情報に係る著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、当該情報の開示者又は当該情報の権利保有者に留保される。本コミュニティへの入会、本コミュニティにおける活動、会員間もしくは本コミュニティと会員の間における情報の開示によって、会員限定情報その他何らの情報に関しても、当該情報の開示者から他の会員又は本コミュニティに対して何らの権利も移転せず、また、本規約に明示的に規定される限定的な権利以外には、他の会員に対して会員限定情報を使用又は利用する何らの権利も許諾されない。

#### (情報公開)

##### 第 17 条

会員は、第 16 条に定める会員限定情報を除き、本コミュニティにおいて共有された情報は公開できるものとする。

#### (個人情報保護)

##### 第 18 条

ABLab は、会員の個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス等)について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとし、本コミュニティの運営以外の目的に利用しないものとする。

#### (利用規約の変更)

##### 第 19 条

ABLab は、必要に応じて本会員規約の変更または新たに規約等を定めることができることとし、会員に対し ABLab 所定の方法によりその旨を告知または通知した場合には、会員はこれを意義なく承諾するものとする。

#### (会員特典およびサービスの変更)

##### 第 20 条

ABLab は、本コミュニティにおける会員特典やサービス内容を変更できるものとし、会員はこれを意義なく承諾するものとする。

#### (準拠法)

##### 第 21 条

本規約の準拠法は日本法とする。また本規約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### (規定外事項)

第 22 条

本規約に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、ABLab 及び会員は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとする。

【附則】

本規約は、令和 5 年 6 月 1 日より施行するものとする。

以上